特集

確定申告・住民税申告

確定申告と住民税申告は、所得税や住民税、国民健康保険税などに影響する大切な手続きです。

忘れずに申告をしましょう。

問合せ

確定申告について
…札幌南税務署（☎555-3900）

住民税申告と市内の申告会場について
…市役所税務課（☎372-3311・内線830）

確定申告

1月1日～12月31日に得た所得金額と、これに対する所得控除額などを基に所得税額を計算し、源泉徴収税額などとの過不足を精算する手続きです。市内にお住まいの方は、札幌南税務署が提出先です。

確定申告が必要な方

◆給与所得がある方

- 給与収入金額が2千万円を超えている
- 給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている
- 扶養や社会保険料などの控除を追加・変更する、医療費控除を受けるなど、給与の年末調整の内容に変更がある

◆公的年金等の所得がある方

公的年金等の所得金額から所得控除を差し引いて税額計算をした結果、納める税額がある方は、申告が必要です。

＊公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、申告が不要です。ただし、所得税の還付や住民税の各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

◆給与所得や公的年金等以外の所得がある方

事業所得や不動産所得などの合計から所得控除を差し引きます。その額に税率を掛けて出した税額から配当控除を差し引いて、残額がある方は申告が必要です。

所得税の還付

給与所得者や公的年金等の受給者などで、源泉徴収された所得税額が本来納めるべき額よりも多い方は、申告をすると所得税が還付されます。

申告書の配布

1月中旬から配布します。郵送はしません。

場所　市役所税務課と各出張所、団地住民センター連絡所、エルフィンパーク

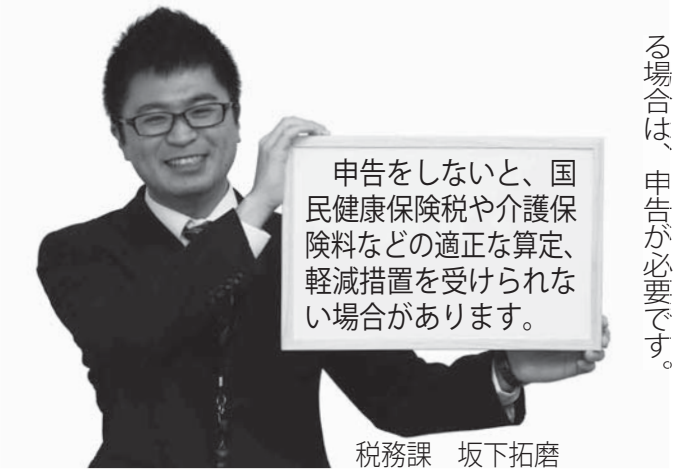

税務課　坂下拓磨

住民税申告

住民税額を決める資料として、所得や各種控除を1月1日現在の住所地の市町村に申告する手続きです。

平成29年1月1日現在で北広島市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は不要です。

❶所得税の確定申告をする
❷給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている
❸公的年金等の所得だけで、年金保険者から公的年金等支払報告書が提出されている

＊❷・❸の場合でも、社会保険料控除や医療費控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

申告に必要な書類

	必要書類など
マイナンバーの記載	＊詳しくは下記をご覧ください。
収入確認のため	●源泉徴収票の原本
社会保険料控除	●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書 ●国民年金保険料の控除証明書 ＊源泉徴収票に記載されている場合は不要です。
生命保険料控除	●生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	●地震保険料の控除証明書
医療費控除	●医療費の明細書（医療費や通院に利用した公共交通機関の交通費などを、病院・薬局ごとに集計したもの） ●１月～12月に支払った病院や薬局、介護保険サービスの領収書・レシート

	必要書類など
障害者控除	●身体障害者手帳や療育手帳など ●障害者控除対象者認定書（介護保険の要介護認定者のうち、対象となる方）
住宅借入金等特別控除	●住民票（平成28年１月１日以降に住み始めた場合は不要） ●登記の全部事項証明書（土地・家屋） ●土地売買契約書・工事請負契約書の写し ●借入金の年末残高証明書（土地・家屋） ●増築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、増改築等工事証明書のいずれか ●改築の場合は、増改築等工事証明書 ＊認定長期優良住宅と認定低炭素住宅は、別途書類が必要です。市ホームページ「くらしの情報→税金→個人市民税」をご覧になるか、お問い合わせください。
寄附金控除	●寄付した先からの領収書など
税金が還付になる方	●銀行などの口座情報（申告者本人名義のもの）
その他	●印鑑（認め印可。スタンプ型のインク浸透印は不可）

平成28年分以降から

確定申告には、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類の写しが必要になります

税務署に提出するため、必ず写しを持参してください

本人が申告をするとき

◆**マイナンバーカードを持っている方**　～　マイナンバーカードの写しを持参してください

◆**マイナンバーカードを持っていない方**　～　下の①と②の書類を持参してください

①マイナンバーを確認できる書類の写し
　●通知カード　●マイナンバーが記載された住民票など
②本人確認書類の写し
　●自動車運転免許証　●健康保険証　●パスポート　●障害者手帳など

マイナちゃん

代理人が申告をするとき

◆**下の①・②・③全ての書類が必要になります**

①委任状
②申告をする方のマイナンバーを確認できる書類の写し
　●マイナンバーカード　●通知カード　●マイナンバーが記載された住民票など
③代理人の本人確認書類の写し
　●自動車運転免許証　●健康保険証　●パスポート　●障害者手帳など

配偶者（特別）控除・扶養控除・障害者控除の対象となる方も、マイナンバーの記載が必要です

申告の日時・会場

北広島市の申告相談期間

２月１日(水)～３月15日(水)

午前９時30分～午後４時

午前11時30分～午後１時は受け付けを休みます。
開場時間前は入場できません。また、会場は大変混雑します。時間に余裕を持って来てください。

◆会場から探す

会場	日程
芸術文化ホール活動室	２月28日(火)、３月１日(水)・２日(木)・14日(火)・15日(水)
中央公民館	２月７日(火)・８日(水)、３月７日(火)～10日(金)
団地住民センター	２月23日(木)・24日(金) ＊ファミリーホールで行います。上履きを持参してください。
広葉交流センター	２月14日(火)～17日(金)
西の里会館	２月21日(火)・22日(水)
夢プラザ	２月９日(木)・10日(金)
大曲ふれあいプラザ	２月６日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)、３月６日(月)・13日(月)
大曲会館	２月１日(水)～３日(金)
農民研修センター	３月３日(金)

＊駐車場は混雑します。公共交通機関で来てください。
＊譲渡所得・山林所得・贈与税・相続税の申告や相談は受け付けません。札幌南税務署で申告してください。
＊市内にお住まいの方が対象です。市外の方は、お住まいの市区町村か所轄の税務署にお問い合わせください。
＊不動産所得などの収支内訳書は作成しません。事前に作成してきてください。
＊医療費控除に使用する領収書などの返還が必要な方は、切手を貼り付けた返信用封筒を提出してください。

◆日程から探す

日程	会場
２月１日(水)	大曲会館
２日(木)	
３日(金)	
６日(月)	大曲ふれあいプラザ
７日(火)	中央公民館
８日(水)	
９日(木)	夢プラザ
10日(金)	
13日(月)	大曲ふれあいプラザ
14日(火)	広葉交流センター
15日(水)	
16日(木)	
17日(金)	
20日(月)	大曲ふれあいプラザ
21日(火)	西の里会館
22日(水)	
23日(木)	団地住民センター
24日(金)	
27日(月)	大曲ふれあいプラザ
28日(火)	芸術文化ホール活動室
３月１日(水)	
２日(木)	
３日(金)	農民研修センター
６日(月)	大曲ふれあいプラザ
７日(火)	中央公民館
８日(水)	
９日(木)	
10日(金)	
13日(月)	大曲ふれあいプラザ
14日(火)	芸術文化ホール活動室
15日(水)	

札幌南税務署からのお知らせ

◆確定申告の日時・会場など

日程　２月16日(木)～３月15日(水)（土・日曜を除く）

2月19日・26日は日曜相談を行います

時間　午前９時～午後５時
＊申告書の作成には時間がかかります。午後４時ごろまでに来てください。

会場　札幌南税務署（札幌市豊平区月寒東１条５丁目3-4）

必要書類　前年の申告書・収支内訳書の控え、収入・経費が分かる書類、所得控除に必要な書類、印鑑、確定申告のお知らせ（届いている方だけ）など
＊平成28年分以降から、マイナンバーの記載が必要になりました。必要書類など、詳しくは９ページをご覧ください。
＊駐車場が大変狭いため、公共交通機関を利用してください（地下鉄東豊線「月寒中央駅」１番出口から徒歩７分）。

◆申告書は、自宅で簡単に作成

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、郵送で提出することもできます。
ぜひ利用してください。